

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）の行った公文書の非開示の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成17年6月6日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、「〇〇〇〇と県庁高齢保健福祉課においてTEL問題（めいわく）に関する書面一切」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「〇〇〇〇と県庁高齢保健福祉課においてTEL問題（めいわく）に関する書面一切」（以下「本件公文書」という。）を特定し、平成17年6月13日付けで公文書非開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成17年8月11日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取り消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する理由のうち、公文書の開示に関するものは、概ね次のとおりである。

(1) 県は、中に入ったが現在においても解決していない。何故なら、県はどのような事をしたか知らないが、以後においても迷惑電話があったのである。苦情解決業務として円滑な遂行どころか逆効果である。開示しないのなら何もなかったことにして、すべて書面を直ちに破棄していただきたい。

(2) 苦情の申出者の利害や人格うんぬんと県知事は言っているが、当方の事であり、

当方の心情まで介入する事は許されない、当方の人権を無視する県知事の身勝手な行動である。すべての県知事の言うことは間違っている。すべて書面を当方に開示すること。

第4 実施機関の説明要旨

当該公文書は、苦情申出者の実体験に基づく苦情・不満の内容を具体的に記録したものであり、これらの情報は、苦情申出者の利害や人格と密接に関わるものであるため、通常他人に知られたくないと望む情報であると考えられる。

苦情への真摯な対応を実現するには、苦情申出者と苦情を受け付けた職員との相互の信頼関係が存在してこそ可能となり、匿名の苦情とはいえ、これらを開示した場合、苦情申出者との信頼関係を損なうとともに、今後、自己の行動及び具体的な主張などが開示されることを懸念し、県に対する苦情・相談に躊躇するなど苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握等が困難になることが考えられる。

このことから、当該文書を開示することは、苦情解決業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあり、条例第11条第6号の規定により、開示しないことができる公文書に該当する。

第5 審査会の判断

1 本件公文書の内容及び性格

本件文書は、匿名の者から宇部健康福祉センターに寄せられた社会福祉法人〇〇〇〇（以下「法人」という。）に対する苦情の申出に関して、県庁高齢保健福祉課が作成又は取得した文書であり、本件文書は、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第11条第6号の該当性について

実施機関は、本件公文書は、条例第11条第6号に該当するため非開示決定とした旨主張している。

そこで、第6号に該当するか否かについて判断する。

(1) 条例第11条第6号について

条例第11条第6号は、「県の機関又は国等が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であつて、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は、当該公文書の開示をしないことができると規定している。

(2) 条例第11条第6号の該当性について

本件公文書は、匿名の者からの苦情申出に関するものではあるが、苦情申出者の実体験に基づく苦情・不満を具体的に記録したもので苦情申出人に密接に関連した個人情報で通常他人に知られたくないと考えられるものや実施機関が法人から取得した情報、実施機関の対応方針などが記載された文書である。

苦情相談業務の処理に当たっては、実施機関や当事者との信頼関係の存在が不可欠であるところ、本件公文書が実施機関により公開されると、実施機関に対する当事者の信頼を損ない、本件苦情相談業務の解決が著しく困難になるおそれが認められ、また、今後、同種の苦情相談業務においても、県民等が自己の行動及び具体的な主張などが公開されることを懸念し、県に対する苦情相談に躊躇するなど苦情が潜在化し、苦情の実態及び適正な事実関係の把握が困難になることや、問題解決に必要な苦情の相手方の協力を得ることに支障を生じるなど苦情相談業務の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあり、本件公文書は本号に該当するものと判断する。

3 その他

実施機関の対応等について、異議申立人が意見書等で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由から、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等
別紙のとおり（省略）